

# JIS

## 自動車用ホイールナット

JIS D 2701-1993

(2006 確認)

平成 5 年 11 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 35. 5. 1 改正：平成 5. 11. 1  
官 報 公 示：平成 5. 11. 15  
原案作成協力者：社団法人 日本自動車部品工業会、財団法人 日本規格協会  
審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車航空部会（部会長 丸茂 長幸）  
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課(〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3  
-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS

自動車用ホイールナット

D 2701-1993

正誤票

ページ	位置	誤	正
9	附属書2付図2中		<p>The diagram illustrates a cross-section of a wheel nut assembly. It shows a central threaded bolt with diameter <math>\phi d_1</math> and a lock washer with diameter <math>\phi d_2</math>. The height of the lock washer is <math>h'</math>. A shoulder on the bolt has a height <math>z</math>. The distance from the top of the lock washer to the top of the shoulder is labeled <math>SR_2y</math>. A callout box indicates a value of <math>0.2</math> for dimension <math>A</math>. A circle with a dot is placed near the shoulder, labeled 'は訂正箇所。' (Correction point). A reference letter 'A' is located at the bottom right.</p>

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課(〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

1994.11 日本規格協会 発行



## 自動車用ホイールナット

D 2701-1993

Wheel nuts for automobiles

- 1. 適用範囲** この規格は、自動車用ディスクホイールの取付けに用いるホイールナット（以下、ナットという。）について規定する。

**備考1.** 小形ナット（球面座）の形状及び寸法を**附属書1**に、軽合金製ディスクホイール用ナットの形状及び寸法を**附属書2**に、ISO平面座ナットの形状及び寸法を**附属書3**に、平面座ナットの形状及び寸法を**附属書4**に、それぞれ規定する。

- 2.** この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 0101 ねじ用語

JIS B 0211 メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差

JIS B 0401 寸法公差及びはめあい

JIS B 1002 二面幅の寸法

JIS B 1052 鋼製ナットの機械的性質

JIS D 0201 自動車部品の電気めっき通則

JIS D 4220 自動車用ディスクホイールの取付方式及び寸法

JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材

- 3.** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 7575-1993 Commercial road vehicles—Flat attachment wheel fixing nuts

- 2. 種類** ナットの種類は、**表1**のとおりとする。

表1 ナットの種類

種類	図	備考
小形ナット（テーパ座）	付図1	主として乗用車用、軽自動車用及び小形トラック用
単輪ナット	付図2	主としてトラック・バスの単輪用
アウタナット	付図2	主としてトラック用及びバス用
インナナット	付図3	主としてトラック・バスの複輪用

- 3. 機械的性質** ナットの機械的性質は、9.によって試験したときに、原則として、**表2**に示すJIS B 1052による強度区分に適合しなければならない。